




小中学生の 就学援助申請受付について

 子ども教育課  932-1459(ダイヤルイン)
 932-1151(内線245)

就学援助は、経済的な理由によって就学が困難な児童生徒の保護者に、学用品費・給食費などの一部を援助する制度です。前年所得などによって審査を行い、認定されれば援助を受けることができます。申請を希望される場合は、子ども教育課へお越しください。

▶ **対象者** 生活保護(教育扶助)に準ずる程度に経済的に困っている世帯

※生活保護(教育扶助)を受けている世帯は対象になりません。

▶ **申込期限** 6月20日(水)まで

8時30分～17時15分(土曜日曜を除く)

※6月20日(水)は夜間役場のため20時まで受付

▶ **申請に必要な物**

○印鑑(認印)

○校納金振替口座の通帳

○所得証明書(平成30年1月2日以降に須恵町に転入した世帯のみ。18歳以上の世帯員全員分が必要。)

○児童扶養手当の証書、遺族・障害年金の受給金額がわかる書類(該当者のみ)

※就学援助申請書は、子ども教育課窓口へ備え付け。

▶ **援助期間**

①受付期間中の申請の場合 ⇒ 4月分から援助

②受付期間後の申請の場合 ⇒ 申請した翌月分から援助

▶ **支給時期** 8月末、12月末、平成31年3月末の年3回

▶ **その他**




・5月下旬に、小中学校より全児童生徒にお知らせのプリント(オレンジ色)を配布しています。

・就学援助制度は、校納金の免除ではありません。校納金は納入月に納めていただく必要があります。

・**これまでに援助を受けた世帯も、毎年申請をしないと就学援助を受けることはできませんのでご注意ください。**

※平成30年度も援助を希望される場合は、必ず上記期間中に申請を行ってください。

70歳到達予定者および後期高齢者のための 医療制度説明会のお知らせ

 住民課  932-1467(ダイヤルイン)
 932-1151(内線115)

70歳到達予定者のための医療制度説明会および後期高齢者医療制度説明会を次のとおり行います。

▶ **日時** 6月25日(月)

70歳到達予定者のための医療制度説明会 10時～
後期高齢者医療説明会 11時～

▶ **場所** 保健センター1階

▶ **対象者**

70歳到達予定者のための医療制度説明会




(国民健康保険加入者のみ)

昭和23年6月2日～昭和23年7月1日生まれの人

後期高齢者医療説明会

昭和18年7月1日～昭和18年7月31日生まれの人

国民健康保険税の 保険税軽減範囲が変わります

 住民課  932-1467(ダイヤルイン)
 932-1151(内線116)

国民健康保険の中低所得者層の保険税負担の軽減を図るため、平成30年度から国民健康保険税条例の一部を改正しました。なお、平成30年度国民健康保険税納税通知書は6月中旬に発送します。

▶ **保険税軽減範囲の改正**

中低所得者の国民健康保険税の軽減措置を拡大するため、国民健康保険税の5割軽減および2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得が引き上げられました。

【軽減判定所得】

	平成29年度 (改正前)	⇒	平成30年度 (改正後)
7割軽減	33万円以下	⇒	33万円以下 (変更なし)
5割軽減	[33万円+27万円 ×被保険者数]以下	⇒	[33万円+27.5万円 ×被保険者数]以下
2割軽減	[33万円+49万円 ×被保険者数]以下	⇒	[33万円+50万円 ×被保険者数]以下

 問い合わせ先

児童手当を受給中の皆さんへ

**6月は現況届の提出月
です。お忘れなく!**

児童手当とは

児童手当を受給している人は、毎年6月に現況届の提出が必要です。

これは、年度ごとに児童手当を引き続き受ける要件に該当するかを確認するためです。

現況届の提出がない場合は、6月分以降の手当が受けられなくなり、**「ますので、」**ご注意ください。

申請方法は次のとおりです。

▶ **申請方法** 子ども教育課へ郵送または持参

▶ **申請期限** 6月29日(金)まで

▶ **申請に必要な書類など**

○現況届申請用紙

(5月末に郵送しています)

○印鑑

○受給者の健康保険被保険者証の写し

※児童と別居している場合などは、別途提出が必要な書類があります。

児童手当は、児童を養育している人に児童手当を支給すること、家庭における生活の安定と児童の健全な成長に役立てることを目的とした制度です。

須恵町に住居登録している人で、中学校3年修了前までの児童を養育している生計の中心者(養育者)の中で、主に所得の高い人が請求できます。

支給額は左表のとおりです。ただし所得制限があり、所得制限を超えた場合は、特例給付として一律5千円が支給されます。


対象児童	支給額
3歳未満	15,000円 (一律)
3歳以上 小学校修了前	10,000円 (第1子・第2子)
3歳以上 小学校修了前	15,000円 (第3子以降*)
中学生	10,000円 (一律)
所得制限を超えた 場合は特例給付	5,000円 (一律)

※第3子以降とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日までの)の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

【例】4人の子どもを養育している場合(大学1年生、高校2年生、中学3年生、小学3年生) 児童手当では、高校2年生の児童から第1子と数えるので、小学3年生の児童は第3子となり、通常1万円の手当が1万5千円になります。高校生の児童が卒業すれば、第3子扱いはなくなり、1万円になります。

▶ **問い合わせ先**

子ども教育課

 932-1459

(ダイヤルイン)

 932-1151

(内線271)



児童扶養手当・特別児童扶養手当の 月額が改定されました

平成30年4月分の手当から月額が次のように改定されました。

児童扶養手当(月額)


		変更前	変更後
第1子 本体額	全部支給	42,290円	42,500円
	一部支給	42,280円～9,980円	42,490円～10,030円
第2子 加算額	全部支給	9,990円	10,040円
	一部支給	9,980円～5,000円	10,030円～5,020円
第3子以降 加算額	全部支給	5,990円	6,020円
	一部支給	5,980円～3,000円	6,010円～3,010円

特別児童扶養手当(月額)

	変更前	変更後
1級	51,450円	51,700円
2級	34,270円	34,430円

▶ **問い合わせ先**

子ども教育課

 932-1459(ダイヤルイン)

 932-1151(内線273)